

花巻市まちづくり基本条例策定委員会（第1回）【記録】

日 時 平成19年10月22日（月）午後2時～午後4時
場 所 花巻市役所本館3階 301会議室
出席者 委員9名（欠席2名）
内 容 辞令交付
1 開 会
2 あいさつ
3 委員紹介
4 説 明 まちづくり基本条例制定に関する基本的事項について
5 委員長及び副委員長選出
6 報 告
（1）まちづくり基本条例検討市民会議による提言内容について
（2）職員プロジェクトチームによる検討結果について
7 協 議 策定委員会条例素案について
8 閉 会

村井地域振興 （本日の出欠席の状況を確認後、第1回策定委員会の開会を宣言。）
部長 始めに、大石花巻市長より、ご挨拶申し上げます。

大石市長 まずもって皆様方には、常日頃いろいろな市の行政関係で、本当にいろいろな角度からたいへんお世話になっておりますことを、心より御礼を申し上げたいと思います。そして、今日、まちづくり基本条例の策定委員会の委員を、お引き受けいただきましたことも、御礼を申し上げたいと思います。

これまで、市民会議の方に、期間的には短い期間なのですが、内容的には本当に時間をかけていただいて、そして、まちづくり基本条例の取りまとめをしていただきました。市民会議の方々の考え方が、ここに、ぎゅっと凝縮されているというものであります。そして、また、私の考え方も実はそこに入っておりまして、当初お願いするときに、私の考え方をお話し、そして、これはやっぱり、まちづくりの最高規範でありますと、そういう認識の基にお願いをしますということで、つくっていただいた、これが出来上がって、それをもとに皆様方に、いわゆる条例として取りまとめをしていただく、そういうかたちに入らせていただくというものになります。

その思いの中で、強くやっぱり出てきた、ましてや出していただいたというのが、おそらく花巻ならではの、花巻の特色ということなのだろうと思います。それが、おそらく今まで他の例にはない条例がそこに出てきたということで、かたちとして表れているのだというものだと思います。しかしながら、例えば、定義ですとか、条例の文のかたちですとか、そしてまた、花巻らしさを出すにしても、その出し方というのは、やっぱり検討しなければならないと、そのへんはプロの先生方に、みていただきたいなというふうに思っております。当然のごとく、市議会の議員さん方の意見というの、これからも、さらにいただかなければならないと思いますし、職員のほうのプロジェクト並びに、いわゆる経営者会議といいますか、そういう責任者の意見もいただきながら、行政あげて、市民あげて、また議会もあげて、ということの条例というのをやりたいなという思いが、私ありますので、どうか、おくみとりいただきまして、本当に皆でつくった条例だと、だから皆でやっていく条例にのっとって、まちづくりを進めていきますというかたちで進めたいというふうに思いますので、どうぞ皆さん方、大変なご苦勞をおかけしますが、皆さんの中のお力を、どうぞお貸しを願いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

村井地域振興部長 それでは、私、地域振興部長の村井と申します。委員長をお決めいただくまでの間、暫時、進行させていただきます。私から、委員の皆さまをご紹介申し上げます。名簿の順にご紹介いたします。

（「花巻市まちづくり基本条例策定委員会名簿」の順に委員紹介）

村井地域振興部長 次に、説明に入ります。まちづくり基本条例制定に関する基本的事項につきまして事務局からご説明を申し上げます。

事務局(菊池地域振興課長) 地域振興課長の菊池です。資料NO.1をお開きいただきたいと存じます。これには、まちづくり基本条例の背景についてということで、簡単に記載をいたしております。皆さん既にご承知のとおり、平成12年4月1日から地方分権一括法が施行になりました。これまでの中央集権システムから、地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決めるという、自己決定、自己責任の原則が打ち出されました。そういう背景のもとに、地方分権の進展に伴い自治体運営の基本原則を定めるべく、全国各地で、このまちづくり基本条例の制定が進んでいるところでございます。また、背景としては、市民参加、協働のまちづくりが全国的にも取り入れられて参りました。そういう時代の背景も一つはあります。そういうことで、本市でも、このまちづくり基本条例の制定に取り組んでいるというところであります。

第2の条例の位置付けとこういうことで書いてございますが、先ほども申し上げましたが、地方分権時代におけるまちづくりの基本ルールを条例として定めると、先ほど市長からのご挨拶でもございましたが、自治体の最高規範としての位置付けについて、ここで触れております。それから、2番の条例の規定事項ということで、一般的にはこういうものを条例の規定事項として、定めているようでございます。1つは、自治の基本理念やビジョンの定義。2つ目には、自治の実現にとって重要な市民の権利、責務を規定している。それから、まちをつくるための制度、仕組みを規定している。4つ目には、行政、議会の組織、運営、活動に関する基本的な事項を規定する。それから、先ほども申し上げましたが、自治体の最高規範として、他の条例や計画などの立法指針、解釈指針を規定している。こういうものが、まちづくり基本条例の主な規定事項というふうに言われております。

裏面をご覧くださいと存じますが、次に、今までは背景の話をしていただきましたが、花巻市における、まちづくり基本条例の制定ということでございます。これも先ほど市長の方からありましたが、昨年の12月から、まちづくり基本条例検討市民会議ということで、条例に盛り込むべき事項について、検討いたして参りまして、制定時期を今年度中に、平成20年3月までに制定をいたしたいと、こういうものであります。この条例については、花巻市では、市長のマニフェストに基づきまして、19年度内の制定を目指す、こういうものであります。あとは条例に関する基本事項、花巻市としては、3点ここに記述をしております。1点目は、先ほども申し上げましたが、自治体運営を支える最も基本的な理念や仕組みを定めるということであります。最高規範性をもつものとしての条例を定めよう。それから2つ目は、市民と自治体との協働、市民の参加と協働の原則を、基本的な事項に据えようということでございます。それから3点目としては、多様な市民の参加、それから、意見を取り入れながら、この条例をつくっていかうということで、これも、市長の挨拶で触れられましたが、市民会議からのご提言、一般市民との懇談会、パブリックコメント等、出来るだけたくさんの市民の意見を取り入れながら、この条例をつくっていかうということで、3つの基本事項を定めたものであります。

下のフローについては、検討イメージということで、下の方の箱の部分をご覧いただきたいのですが、18年の12月と書いてあるところがございます。公募委員を含む20名の市民会議の委員の皆様方によりまして、条例に盛り込むべき内容等、検討いたして参りまして、その上でありますけれども、今月の12日に、まちづくり基本条例検討市民会議として市長に提言いたしたと、こういうものであります。それを受けて、本日の策定委員会ということでありまして。あとは、議会に上程をして、来年の3月の定例議会に上程をしていくと。

それで、次の頁でありますけれども、条例制定までのスケジュールということで、書いてございます。まず、一番左側の波線のところをご覧いただきます。上の方は、市民会議と書いてありますが、昨年の12月から20回の市民会議の開催をいたしまして、今月の12日に市長に最終提言をしております。それを受けて、下の部分であります。本日の策定委員会、第1回目が、10月22日であります。2回目が、11月5日、3回目が11月12日ということで、この3回の策定委員会の中でパブリックコメントにかけるべく、条例素案の決定までお願いしたいなというふうに考えております。そのあと、真ん中のところでもありますけれども、役所内部の部長層で組織する、総合計画委員会等で検討させていただいて、或いは、市民を対象としたシンポジウムを、今、11月30日を予定しておりますけれども、これは、文化会館で行いたいということでもあります。並行して、住民説明会、それからパブリックコメントを経て、第4回目の策定委員会につきましては、来年の1月上旬を予定しております。5回目が中旬ということで、この策定委員会については、都合5回の委員会を予定しているということでもあります。この策定委員会の提言を受けまして、条例案の作成、市役所内部の例規審査会、庁議、これを経て3月の議会全員協議会ということと考えております。条例の公布については20年の3月、施行については、4月1日というふうに考えております。なお、議会への説明も11月下旬に予定をさせていただきたいなと思っております。議会との懇談会も経ながら、また、4回目のこの策定委員会に反映させていきたいなというふうなスケジュールを考えているところであります。以上、雑駁ではございますけれども、基本的な事項についての説明を終わります。

村井地域振興部長 何か、ご質問ございますでしょうか。たいへん忙しいスケジュールを組んでおりますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

丸山委員 すいません。市の真ん中のシンポジウム、パブリックコメントというのは、これは完全に行政サイドの方で行われるのでしょうか。

事務局(菊池地域振興課長) シンポジウムにつきましては、まちづくり基本条例検討市民会議のPIグループと一緒にいきたいなというふうには考えております。あと、パブリックコメントについては、市の方で行っていきたいというものであります。

丸山委員 ありがとうございます。

地域振興部長 他にございますでしょうか。

(特になし)

地域振興部長 それでは、次の委員長及び副委員長の選出に入らせていただきます。設置要綱の第5条で、策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めるということになっておりますが、いかが進めましょうか。皆さんの方から、ご推薦があれば

ばと思いますが。
はい、どうぞ。

丸山委員 高橋先生を委員長に推薦したいのですが。条例のことに詳しい方ということで。

村井地域振興
部長 委員長に高橋委員という、ご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

村井地域振興
部長 では、異議なしということで、委員長を高橋委員をお願いすることにいたします。
副委員長、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

佐藤(建)委員 委員長から推薦いただいてはどうでしょうか。

村井地域振興
部長 委員長のご指名でいかがかという声がありましたが、いかがでしょうか。

高橋委員長 市民会議の委員以外の方が良いかもしれませんね。

佐藤(建)委員 女性が良いと思います。

高橋委員長 平賀委員は、いかがでしょうか。

村井地域振興
部長 よろしいでしょうか。
では、副委員長には、婦人団体協議会会長の平賀委員をお願いをするということに
決定いたしました。それでは、お二人さま、大変ご苦労でございますが、よろしくお
願いをいたします。
それでは、ここからは、委員長に進めていただきたいと思いますので、前の方へ移
動をお願いいたします。

議 長 岩手県立大学の高橋と申します。大学や大学院では、市民参加論、政策形成論、そ
(高橋委員長) して自治体環境政策論を教えておりまして、主に市町村への住民参画、協働、まちづ
くりを勉強したり、実践しております。こういった自治基本条例とか、市民参画条例
といったテーマに関しては、最近では宮古市の自治基本条例の制定にあたって助言し
たり、それから紫波町の市民参画条例を、今つくっていますが、そのアドバイザーと
か、それから、この花巻市のまちづくり基本条例検討市民会議のアドバイザー、そし
て、奥州市自治基本条例の検討委員等をやっております。

実は、去年の12月から、先ほど話がありましたけれども、20名の市民の方、その
うち12名の方が一般公募なのですが、計20回の市民会議、それから、それ以外にも、
様々な条例の検討部会ですとか、PI部会とか、起草委員会と、計30回以上の会議を
経て10月12日に市民会議の方から、まちづくり基本条例の市民会議最終提言、これ
が出て参りました。先ほど、説明にありましたけれども、まちづくり基本条例という
のは、非常に名称も難しいですし、条例といってもよくわからないという方も多いと
思うのですが、要するに、花巻を良いまちにしたい、より良いまちにしたい。そのた
めに、まずは、まちづくりの主体は市民ですので、市民が中心となったまちづくり、
そして、それを行政とか議会が応援する。そういった、まさに市民、行政、議会と、
三者が連携して一緒に良いまちをつくらうよと、そういった為の仕組みとか、基本的

事項を定めると、そういった条例かと思っております。具体的な中身に関しては、これからみていくとしますが、基本的には、まちづくりの基本原則とか、あるいは市民の権利とか、それから市民とか事業者、執行機関、議会等の責務、そして市政運営の原則とか、参画協働の原則、最高規範と先ほど言われましたが、まさに、まちの憲法という、そういった規定を盛り込んでおります。現在、全国の市町村では、だいたい1割弱の市町村が、こういった条例をつくっております。但し、どうしても中身が同じような中身になりがちだということがあるのですが、なるべく花巻らしさを出したいということに市民会議の方々为抓手とありますが、文章を読むと、花巻のかおりが漂ってくる。そういった提言書が出来たのですが、今回、実は、この提言書とあわせて、こちらのA3の頁に、策定委員会たたき台という事務局案、これがありまして、今回の策定委員会の検討にあたっては、市民会議最終提言と事務局のつくった策定委員会たたき台、これは多分、条例素案のたたき台でしょうね。これを比べながら、そして、なるべく私個人としては、市民会議の案を最大限に尊重するような方向でいきたいと思っているのですが、しかし、市民会議の方以外の、いろいろな幅広い意見を取り入れながら、なるべく分かりやすい良い条例をつくっていききたいというふうに思っておりますので、是非とも皆様ご協力下さるようお願いいたします。

ということで、これからの実際に、会議の進行に入りますが、まずは、まちづくり基本条例検討市民会議による提言内容、これは、最初の出発点ということですので、この報告をしていただこうということをお願いしたいと思います。

事務局(菊池地域振興課長) すみませんがその前に、発言内容を記録して公開してよろしいかどうかということを決めていただければと思います。

議長 まず、会議の運営に関してですが、一応、傍聴は自由ということによろしいですね。それから、もう一点は、会議録をつくってホームページ等で公表するわけですが、一応会議録に関しては、全文をそのまま載せるという方式と、要旨をという方式があって、市民会議のときは、全文を載せました。それで、全文を載せるということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 もう一点は、これは大事な問題ですけれども、名前を出すのかということとして、これは、いろいろな方式があります。情報公開と個人情報保護との絡みがあって、いろいろな意見があるのですが、私、出来れば、名前も出した方がいいかなという意見です。市民会議のときは、名前は出ましたね。

丸山委員 やはり、かなり責任がある会議体だと思いますので、実名を入れるべきだろうと思います。

議長 他に意見ございますか。

佐々木委員 私自身も自分の名前が出ることは構いません。

議長 それでは、あらかじめ皆さんに会議録を送ってチェックしていただいた後に、全文を公開して、実名を入れるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは報告ということで、この策定委員会の議論の出発点でもあるのが、昨年12月から10カ月間検討されてきた、まちづくり基本条例検討市民会議による最終提言です。これは、条文形式になっておりまして、このA3の、頁でいえば右側の方になるということですが、策定の経過と内容、これについて、報告をお願いします。

事務局(奥山上
席主任)

市民会議の事務局をさせていただきました地域振興課の奥山と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、あらかじめ皆様に郵送させていただいておりますが、こちらの「市民会議提言書」をご覧いただきたいと思います。事務局のほうからは、こちらの1頁から順に基本的な考え方について、読み上げさせていただきたいと思います。その上で、市民会議の方にご出席いただきありがとうございますので、条文等で思いの詰まった部分が、たくさんあるのは承知しておりますけれども、補足といえますか、あらためてご説明いただくという格好でお願い出来ればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、目次の部分で全体の章の構成について、ご説明いたしたいと思います。表紙をめくっていただきまして、目次となっております。前文の基本的な考え方といたしましては、花巻市の特性やまちのあるべき姿、参画と協働による市民自治の推進等を記述いたしまして、この条例が目指している理想を、市民の方々に分かりやすく訴えかけるということを意図してございます。

全体の骨子といたしましては、第1章で総則、第2章でまちづくりの基本理念、第3章、まちづくりの基本原則、第4章、市民の権利及び役割、第5章、市議会等の役割と責務、第6章にいきますと、市長等の役割と責務、第7章、参画と協働、第8章では、参画と協働のうち、特に協働にかかわってくるかと思っておりますけれども、コミュニティについての規定となっております。第9章では、市政運営の原則、第10章では、住民投票についての規定、第11章では、その他といたしまして、他の自治体との連携や、条例の検証・見直しといった規定となっております。

それでは、第1章の総則、1頁の下の方になりますけれども、第1章では、この条例全体に共通する総括的な定めといたしまして、この条例の目的や基本的な用語、自治体の憲法ともいうべき最高規範としての位置付けについて規定しております。なお、定義では「市民」と「住民」という用語を区別いたしまして、この条例が市民一人一人にとって分かりやすいものとなるよう配慮したものでございます。

次の頁にいまして、第2章、まちづくりの基本理念、第3章と併せてご説明いたします。第2章では、まちのあるべき姿、50年後、100年後はこんなまちにしたいという市民、市議会、市共通の基本的な考え方について規定しております。市民会議の中間報告の時点では3つの章で構成されておりましたけれども、出来る限り普遍的な内容に集約して1つの章として再構築したものでございます。こちらの第2章を受けまして第3章では、第2章の基本理念を実現するための方法として、参画と協働により市民自治を実現するというを基本原則に規定してございます。

続きまして第4章、第5章、第6章の部分となりますけれども、第4章、市民の権利及び役割のところでは、市民がまちづくりに主体的に関わるために必要な権利、或いは、まちづくりの主体であることを自覚して、行動するべき役割等を中心に規定してございます。なお第8条で、「行政サービス」というものを規定してございますが、これは、行政活動全般に係る内容を意味してございまして、行政サービスを向上してほしいという、市民の願いを込めたものとなっております。また、第5章では、市民の代表機関としての役割として、市議会等の役割と責務を規定しております。市議会の役割を再確認するとともに、政策提言・立案の規定を加えることで、議会の活性化を期待したものでございます。続きまして、第6章、市長等の役割と責務となって

ございます。第6章では、市長を含めた執行機関や市職員が、市民のための行政として公平・公正、迅速、効率的に職務を執行するとともに、まちづくりの専門職としての役割を規定してございます。

続きまして、第7章と第8章になります。第7章、参画と協働では、市民、市議会、市が参画と協働の原則に基づいて自治を推進し、その機会を市が保障するということが規定してございます。なお、市民参画・協働の仕組みにつきましては、市内部だけではなく、議決を経た条例によるべきとの考えから、別に条例を定めることとしております。これは第14条の(3)の一番最後の部分になります。それから、第8章コミュニティの規定ですが、ここでは、地縁型とテーマ型のコミュニティに対しまして、市民は積極的な関わりを持って地域の課題解決に努めるということと、市議会や市はコミュニティの自主性・自立性を尊重することを規定してございます。

第9章、市政運営の原則です。第9章では、具体的な市政運営の基本的な事項といたしまして「総合計画」「財政運営」「情報公開」「個人情報保護」「行政サービス」「説明・応答責任」「行政評価」を規定しております。なお、22条にあります「行政評価」は、客観的に行うためには、市民参画が必要と考えて、こういった規定となっております。

続きまして第10章、住民投票でございます。第10章では、常設型の住民投票制度について規定しております。市内で活動制限のないとされる、永住外国人を含めまして18歳以上の住民の10分の1以上の連署のほか、市議会、市長、それぞれに、請求の権利を認めまして、必要な事項につきましては、別に条例を定めることとしてございます。

最後に、第11章になりますが、こちらでは、他の自治体との連携の必要性、災害等が特に想定されるものかと思えます。その他に、条例に基づくまちづくりの検証、それから、条例の実効性を確保するための見直しについて規定してございます。

なお、検討経過といたしましては、平成18年12月15日に第1回の市民会議を開催いたしまして、以降20回にわたる全体での会議、その他、広報、啓発等の活動を中心として、市民の皆さまから意見を出来るだけ広く頂戴するためにPI検討チームというものを設けてございますし、一方で、条文の中身を細かく検討していくために、条文チームというのを、分科会方式のような格好で作りまして、それぞれに検討を重ねております。こうした検討を踏まえまして、7月には「まちづくり基本条例を市民で考える会」というものを、大きくは市内4会場、旧4市町それぞれに開催いたしまして、市民の皆様からたくさんのご意見を頂戴して、それを踏まえまして最終的な提言書をまとめるべく検討を重ねて参ったところでございます。また、最終的な提言書をまとめるにあたりまして起草委員会を設けまして検討を行っております。本日、市民会議としてご出席いただいている方々は、市民会議全体の委員長、副委員長としてご活躍いただいたお2人と、市民会議としての起草委員会の委員長として、市民会議の提言書の為に深く関わっていただいた3名の方に、市長が特に必要と認める者という格好で、こちらの委員にお入りいただいたということでございます。

以上、非常に簡単で申し訳ございませんが、市民会議の提言の説明とさせていただきます。

議長

それでは、今の事務局の説明に加えて、実際に、最終提言をつくられた市民会議の方々に、今の説明だけでは不十分だと、多分、思われていると思いますので、その想いとか補足とか、特にここは強調したいという点に関して、お話いただきたいと思うのですが。では、佐藤さんから、お願いします。

佐藤(建)委員

佐藤建です。市民会議の中の最初の条文チームのキャプテンをやり、最後の起草委

員会のキャプテンをやって、この市民会議提言書の99%、私がつくりました。文章化したのは私です。但し、中身については、みんなで検討して、いろいろ修正加えたりして参りました。

まず、私たちの市民会議、去年12月に出来ましたけれども、公募とそうでない推薦と両方あったわけですが、1市3町集まったばかりで、花巻がまとまっていないというか、大迫の方、東和の方、石鳥谷の方、旧花巻の方といろいろおまして、全員が集まった中で、「花巻らしさって何だ」というところから出発したのです。そちらの方に、うんと時間をかけまして、我々が一番恐れていたのは、花巻という言葉、例えば宮古市とか盛岡市と置き換えても全く通用するものは嫌だと。やっぱり、花巻は花巻ではないかと。そのへんの共通認識をつくることから出発しました。そういう意味では、非常に条文を委細につくる作業というのが遅れまして、花巻らしさの議論ばかりずっと、時間を使ったわけです。最終的には、7月に市長に中間報告を出すという前提で、これでは間に合わないということになりまして、慌ててその条文をつくった。そういう意味では、市長に提言した中間報告というのは、私から見れば40点の出来かなと。それでも、いずれにしろかたちにしないと、まずいだろうということで、出しました。その中間報告の後には、各方面の意見や、いろいろもう少し中身を精査しようとなりまして、多少は時間があつたのですが、最終的には、このようなかたちになってしまいました。その過程で、本当はもう少し議会の意見とか、いろいろとやりたかったのですが、ほとんど時間がなくて、それは出来なかったというかたちです。ですから、ある意味では市民会議だけの独断でつくってしまった、そういうふうな反省を込めております。最終的に出来上がったものについては、私は75点かなと、その程度だろうとしか思っておりません。ですから、皆さん、策定委員会の中で、出来る限り100点に近いものを修正かけて持っていければ、一番よろしいかなと思います。

それから、先ほど言いました花巻らしさというところが、例えば、イーハトーブという言葉とか、いろいろあるわけですが、最初は、イーハトーブの理解から始めなければならなかった。旧花巻市の方は、なんとなくわかるわけですね、イーハトーブと。ところが、そうでない方々がいっぱいおまして、非常に議論に時間がかかった。でも、最終的には、やっぱり花巻らしさを出そうということで、一致しておりましたので、現在のこういうかたちになっております。中身については、先ほど言いましたように、まだまだ不十分だろうと、もっと精査しなければならないだろうと私自身が思っております。以上です。

猿舘委員

これが出来るのが完成ではなくて、これを使ってもらわなければいけない、まちづくり条例として。そういうことを、私はどちらかという、基本において、これが完成ではないのだと、これが使われなければ意味がないというもので、言葉については、出来るだけ、市民の方たちの分かるような言葉とか、理解できるような言葉ということで、佐藤さんにもご苦労おかけしたのですが、これから皆さんとともに、使われる条例を目指して一緒につくりあげていければなというふうに思っています。

丸山委員

私は委員長をやっていましたが、ちょっと佐藤建さんと解釈が違う部分があるのですけれど、市民会議だけでつくった、確かに期間なり、いろいろな市民の声とか、議会の声、もっとたくさん聞ければ良かった。それはもう当然のことなわけですけれども、ただ、集まって来られた方の年代層、30代から80代、それから仕事もいろいろ、それから4市町、公募した方が半分以上ということで、いわゆる基本的な市民の声というのは、私は十分反映されているだろうと解釈しています。ただ、もちろん10万人いる市民一人一人の声を聞く、それは不可能ですが、ただ、大きくオーソライズされた、大きく市民の考え方、思い、これは多分ほとんど変わらない、網羅されている状態で

意見、考えが出されているだろうと私は自信を持っております。

という前提で、この条例をつくる時に、花巻市まちづくり基本条例という概念、それから、もう少し制度的な、花巻市自治基本条例という考え方がありました。これ多分両方とも、中身そんなに変わらないのですが、まちづくり条例といったほうが、私たち市民みんなと一緒につくっていきましょうよ、というようなところが、多分イメージとして出しやすいということで、まちづくり条例とした。それから、単なる行政若しくは仕組みのようなもの、それを描いただけでは、実際にこれを使っていくのは、私たち一人一人の市民、住民であるわけで、やはりその人たちが読んだときに、単なる法的ルールが書いてあるというだけではなくて、どんなまちにしたい、これを使ってどんなまちになっていくのだろうという、一つの私たちが未来へ描く、こんなまちなんだよということがイメージ出来る、ある程度はイメージしながら、そのための手段なり方策なり、それも具体的にこの中で描いていこうということで、相当、他市町村の条例から見たときに、かなりやわらかいと言いますか、先ほど猿舘委員も言っていました、子どもたちが読んで、少なくとも中学生以上が読んでも分かるようなものにしたいということで、かなり平易なかたちになっているかもしれません。また描いている中身というのも、かなり分かりやすいというか、ロマンチックな部分も、法律からすれば含まれているということもあると思うので、そういう意味では、非常に特色のある条例になったのだろうとっております。他市町村の条例がこうだという見方もあるが、私たちがつくった市民としての、花巻市のまちづくり基本条例は、こういうものでありたいというところを、描いておりますので、是非お含み置きの上、100%、先ほども言いましたけれども、最良のものに皆さんでつくっていただければとっております。以上です。

議 長

ご苦労様でした。それでは、せっかくですので、今の市民会議の最終提言に対する説明、そして補足に対して、他の委員のかたから、これは聞きたいとか、これはどうなのだというご質問ございませんでしょうか。はい、佐々木委員。

佐々木委員

2、3お伺いしたいと思います。大和市の条例を見たときに、16歳以上が該当なのです。今、丸山委員さんがお話されたとおり、やはり、将来の子どもということを考えれば、いわゆる18歳でなくても、16歳に引き下げてもという、多分、意見は出たかなと思うのですが、もし、そういう思いがありましたら、お話をいただきたいと思います。私自身は、男女共同参画の審議会の方に入っておりますので、その中で聞こえてくる声というのは、市民の半分が男性、半分が女性ですので、そうした中で、どうしても市政に、コミュニティでも委員さんの顔ぶれ見ていると、これに近い方のほうが多いのですよね。ですから、そういう部分からすると、やはり、「市民」でひと括りにするよりも、「男性も女性も」とか、或いは、「高齢者も若い人も」とか、「大人も子ども」とかというような具体的な言葉を書いたほうが、やはり、受け取る方が自分自身の問題とかというふうに、受け取るかなという感じがいたしました。

それからもう一つは、女性がなかなか、やっぱり参画出来ないという状況がまだまだ花巻市でも、岩手県内でも、全国でも、あると思いますので、私共が関わる会議の中では、もっと、やっぱり女性の立場を強調してという方が、大変多いわけなのです。ただ、この場合は、そういった偏ったという言い方はちょっと適當ではないですけれども、市民全体一人ひとりというかたちで網羅されておりますので、その部分で、皆さんで、意見がそれで良いというのであれば、よろしいかと思うのですが、一応、私の立場としては、もっと具体的に、特に男性も女性もとかという言い方、大人も子どももという、或いは、お年寄りも若い人もというような、具体的な言葉が前文の中に入った方が良いのかなというふうな気がいたしました。今、気がついたところは、そ

んなところですね。

議 長 今の議論なのですが、実は、中身に関しては、これからこのあとの、事務局の方の案がありますので、それを比較した上で、中身の議論の方に入っていきたいと思えます。今のあくまで市民会議の方々に対するコメントとか、本当にどういうふうにつくったのか、とかそのへんの話で質問していただけたらなと思うのですが。

丸山委員 簡単に言いますと、我々も15歳から20歳、それから市民との討論会の中では、もう最近は大人も育っていないと、30歳になっても子ども並みの大人がいるから、さて、子どもは、一体どこで定義するのか随分もめました。ですから、最終的には多くの方々が思っている、総論的に18歳というのが一応ギリギリの線だろうと。気持ちとしては、16歳まで下ろしたかった。中学生を卒業した時点というのが、一つのキーポイントにはなったのですけれども、ただ、多くの方々の意見を聞く中で、とりあえず、多くの市民が思っている概念とすれば、18歳というところで、とりあえずおさめました。中身の議論は、多分これからだろうと思えますので。

それから、男女とか子どもとか大人とか、もっと具体的な分類をしながら、条文をつくっていくというのも、一つの方法かもしれませんが、これは、やっぱり大まかな、一つの概念として捉えていますから、日本国憲法の場合、日本国民が云々といったときに、子どもとか大人も男女もといわないと同じように、やはり、市民なり、住民という概念での括りだろうと思えます。

議 長 それでは、実はもう中身に入ってしまったのですが、今回のこの花巻市のまちづくり基本条例の策定にあたっては、おそらく、花巻で最初の市民参加による条例づくりかと思えます。つまり、市民参加といっても、実際には、例えば、行政が案をつくったものを発表してパブリックコメントというのが多かったし、或いは、今、別なところがやっているのは、確かにたたき台はなくて、市民が案を出すのですが、それを事務局がまとめるということで、市民は文章を書きません。ところが、今回の市民会議というのは、それこそ起草委員会も作って、佐藤委員もおっしゃいましたが、市民の方が条文をつくったという、これは本当に素晴らしいことだと私は思うのです。ただ、やはり、いろいろな点で思いが募った部分もありまして、75点と自己謙遜されておりまして、割とやわらかい条例だと思います。お手元にある宮古市の自治基本条例は、割と正統派のかたい条例です。ですから、先ほど、猿舘委員もおっしゃいましたが、市民がこれを使って、まちづくりに役立てると、そういうふうな実用的な条例といえますか、そういう精神というものを、これからの策定委員会でも大事にしていきたいと思っております。

それでは、中身に入る前に、次のA3のペーパーがありますけれども、この市民会議の提言書を踏まえて、この策定委員会たたき台、事務局案というのがございます。これは、この市民会議の最終提言を受け取った事務局の方で、これは、職員プロジェクトチームの指摘も踏まえて、行政としてこう考えると、こう解釈するという一種の対案を出してきたと理解しています。これは、位置付けとしては、市民会議の案と対等ですよ。これを比較しながら、どう、これから議論するか。実は、これを私もだいたい比較しましたが、いくつかの重要なポイントで、相当、落差があるので、これは、これからの議論が大変だなと思いましたが、しかし、それは置いて、一応、今、市民会議の案を、だいたい読んでいただいて、今度はそれと比較しながら、この事務局案はどうかということ、説明していただきたいと思えます。

職員プロジェクトチームによる検討結果についてとありますが、これは、どうしましょうか。やはり、協議の前に、報告ということで、両論ありますので、ですから今、

市民会議案を報告していただきました。それとの比較上、この策定委員会の大きなテーマというのは、市民会議案と事務局案とを、どう刷り合わせるかということだと思います。その場合の、ベクトルがどう動くかは、それは分かりませんが、なるべく刷り合わせて報告というかたちで、事務局案を説明してもらった方がいいのではないのでしょうか。

村井地域振興部長 市民会議さんの検討と並行して、うちの方では、職員プロジェクトチームというものを置いて検討して参りました。そこでの、意見も報告させていただきたいと。

議長 ですから、実際もう協議と一緒にですね、職員プロジェクトチームの指摘事項と、そしてそれをさらに受けた事務局案の説明ということですから、もう実際上は、協議に入っていると言っていいのではないのでしょうか。やっぱり、どちらかという、説明と協議は違うのですよね。やはり、条例案の説明があって、そのあと、この中で協議をするということですね。

村井地域振興部長 その協議の前に、職員プロジェクトチームの意見もご紹介させていただきたいと思っています。

議長 わかりました。どうぞ。

事務局(奥山上席主任) それでは、職員プロジェクトチームの意見のほうについて、ご説明させていただきたいと思います。資料のほうは、ご覧になっているかと思いますが、資料NO.2の1ページ目から参ります。A3の表の右側になります。職員プロジェクトチームの意見につきましては、文言一つ一つについて、意見を取ったという考え方ではなくて、全般に流れる考え方について意見を求めて、その上で気づいた点について取りまとめたいというような格好になってございます。

それでは、参ります。第1章の総則の部分についてですけれども、ここでのプロジェクトチームの意見といたしましては、定義の部分なのですけれども、「参画」と「協働」という用語の違いが不明瞭と書いてございますが、これは、市民会議の提言書のほうの中に、それぞれ「行動すること」という文言がございましたので、こういった部分について、もう少し違いを明確にする必要があるのではないかなということと、併せて、定義といたしまして、「子ども」という定義を追加して、提案書全般に関して、必要な事項について、すべてここで定義を行うべきではないかなというような意見が出てございました。併せて、第3条の方の「条例の位置付け」のところなのですけれども、ここにつきましては、既存の条例や規則を、この段階で全て見直すということは、理想ではあるのですけれども、現実的には難しいのではないかなという考え方から、規則等の制定改廃にあたって尊重する旨を規定するに留めるべきではないかなという考えでございます。

それから、第2章と第3章を併せて申し上げますけれども、こちらにつきましては「結いの精神を大切に」という言葉そのものを言っているというよりも、内容について若干不明瞭な表現等は、例え定義で定義付けをしたとしても、条文の中に最終的に残す表現としては「結いの精神を大切に」という格好では無いほうが良いのではないかと、これは、ここだけに関わらず、全般的に言える考え方でございます。

第3章、市民会議の提言としては第2章のところを、最終的に、こちらの事務局の素案といたしましては、2章と3章を取り換えてといいますが、順序を入れ換えてございます。第2章の提言内容につきましては、花巻市のあるべき姿、将来像と、その実現のための政策という部分まで踏み込んだ内容となっております。ですから、これ

らについては、基本的には、総合計画で定めるべき内容でありますので、この条例の中で規定する場合には、他の章との整合性を図りつつ、自由な表現を可能とするような場所ということで、前文の部分に規定するのが適当ではないかなという考え方でございます。

続きまして第4章の部分になりますけれども、こちらは、若干細かい中身も書いてございますが、ここは全般に言えることではあるのですけれども、憲法、或いは地方自治法等で規定されているような部分、保障されている権利については、あらためて、ここで規定するべきではないといえますか、ここでの規定をしない方が良いのではないかなという考え方で。それから、ちょっと細かい部分に入っていきますけれども、まちづくりに参加しないということによって不利益な扱いを受けないことを規定するべきではないかということですか、市議会や市長の責務と同様、「権利」に対する規定ということで、「責務」というほうが良いのではないかということですか、市民の責務規定としては、行政サービスに限定したほうが、良いのではないかと。或いは、事業者の責務については、市民の責務の範疇、範囲内とするべきではないかと。責務を二重にしている格好になりますので、重すぎるのではないかという意見が出てございました。

続きまして、第6章の市長等の役割と責務の部分でございますが、こちらにつきましては、市長の規定における「行政サービス」については、もう少し広い範囲を含めた表現とした方が適切ではないかという考え方で。

続きまして第7章のところでは、参画と協働の原則につきましては、この提言の中身といたしまして、まちづくりの基本原則の中に規定されてございますので、この条の中では、市政への参画における主な方法について、直接規定した方が良いのではないかと。別に条例を定めるという委任のかたちを取る前に、ある程度の規定をした方が良いのではないかという考え方で。

コミュニティの第8章は飛ばしまして、第9章になります。情報の公開、個人情報の保護についてなのですが、ここについては、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」が本市としてございますので、仮に出来ていない場合であれば、あえて整合性を図る必要はないわけですが、既にございますので、こういった条例との整合性を、もう少し図った表現の方が良いのではないかという考え方でございます。

続きまして、5頁の方に進みます。住民投票の請求についてなのですが、ここでは、職員プロジェクトの議論が再三されたところでもあったのですが、最終的には、投票に関する重要性和、乱発を防止するという観点から、3分の1以上の連署という規定が妥当ではないかという考え方でございます。

最後のところの第11章、その他の見直しのところでは、この条例の見直しについては、花巻市の最高規範として容易な見直しを可能とするべきではないとの考え方でございます。そのためには、あえてここでは規定を置かないほうが良いのではないかと。というのが、職員プロジェクトチームとして、途中でも、指摘してきた中身もございまして、最終的に気づいた点という格好で、まとめさせていただいた内容となっております。

議 長

はい、ご苦労様でした。市民会議が最終提言を取りまとめる前に、職員プロジェクトチームと意見交換をしました。そのときに出た意見もありましたし、そのあとに、最終的にまとめた意見もありますね。実は、ちょっと、私、よく分からないのですが、この事務局案というのは、この職員プロジェクトチームを踏まえて、市民会議案を再解釈したと、そう理解するのが。そのへんの関係は、どうなのでしょう。

村井地域振興

事務局のたたき台は、市民会議からご提案ご提言いただきました。それから、プロ

部長 ジェクトチームからも意見をもらいました。この2つを、両方、平等に考えまして、それを最大限尊重して、事務局案を別途作成したというものでございますので、この3つは並行といいますか、対等なものだというふうにお考えいただきたいと思います。事務局としては、皆様方には、このたたき台をご提案申し上げたいということです。

議長 分かりました。ということは、この三者は一応、対等であるということで、この三者を見ながらそれぞれ条文を固めていくと理解しました。また、大変な作業なわけですが、果たして、あと2回で出来るかどうか、非常に、これは、大変なのですけれども。それでは、もう実質上、今、報告が終わりまして、もう協議に入りたいと思います。

丸山委員 すみません。今、議長がおっしゃったことに関連することなのですが、左端の事務局案と、市民会議案と、右のプロジェクトチーム意見は対等ということで、これから話すということですが、先ほど聞き漏らしたかもしれないのですけれども、5頁の住民投票の請求権のところの、事務局たたき案は「6分の1以上の連署」になっていますよね。それで、プロジェクトチームの意見として、「3分の1以上に規定すべき」とありますよね。これは、どういうことなのですか。というのはプロジェクトチームの意見を参考と、市民会議意見を取りまとめ、若しくは参考にしながら、今、たたき台があるということではないのですかね。要するに、この6分の1と3分の1の関係。プロジェクトチームは、「3分の1以上の連署に規定すべき」と言いながら、事務局案の方は「6分の1以上の連署をもって」となっていますよね。この違いは何なのですか。こういうことが、他でも起こっているのか。要するに、整合性出来ているのか、出来てないのか。この、事務局案というのは、プロジェクトチームの意見も入れた、現状での最終案であれば、この3分の1と6分の1の関係性が、よく分からないのですけれども。

村井地域振興部長 市民会議からのご提案とプロジェクトチームの意見を比べまして、どちらかをとるということではないのですかね。それを尊重して、事務局として妥当な案として、こういうことではないかということでもまとめたのが、たたき台でございますので、必ずしも、これは市民会議の意見をとろう、こっちはプロジェクトの意見をとろう、ということではありません。それを、両方参酌させていただいて、この、例えば10分の1だとハードルが低すぎるだろうと、3分の1ではハードルが高すぎるだろう。であれば、どこが良いのか。6分の1ということでは、どうであろうか。という中間を、新たに提案させていただいております。そういうことで、全体について、市民会議の提言とプロジェクトチームの意見を尊重させていただきながら、事務局として、調整をとらせていただきながら、こういう案ではどうでしょうかというご提案を申し上げているところです。

丸山委員 再確認ですが、今回は事務局案をベースに議論するのではなく、この3つを議論するのですかね。具体的な言い方してしまうと、今の投票権の話も、6分の1が良いのか、10分の1が良いのか、3分の1が良いのか、という比較をするのか。要するに、プロジェクトチームが3分の1のほうが良いのだよという意見を持ったから、たたき案は、6分の1にしました。ですから、行政サイドの素案は、6分の1ですとよんで良いのか、それとも、未だに6分の1、10分の1、3分の1を共通の土俵で私たちはみるのかという、その質問なのです。

村井地域振興 両者のご提言、意見をいただいて、事務局案をまとめました。ですから、基本的に

部長 は、事務局案でご検討いただきたいと思うのですが、その際には、市民会議のご提言とプロジェクトチームの意見も大切なものですから、平等に扱ってご検討いただきたいということでもあります。決して、これを、我々がたたき台としてお示したものが、上位にあるというふうには考えません。事務局として、整理を一生懸命やりました。おそらく、これが妥当ではないかというご提案を申し上げましたけれども、立場は平等で対等だということで、それぞれのご意見を参考にして、ご議論いただければと思います。

丸山委員 はい、分かりました。

議長 今、事務局案と市民会議の最終提言と職員プロジェクトチームの意見と、この3つがありますので、少し混乱をしていると思うのですが、基本的には、市民会議の最終提言をつくる段階で、同時に職員のチームのほうも立ちあがって、市民会議の中間報告について、いろいろと検討してきました。そして、市民会議の最終提言と職員プロジェクトチームの指摘事項を、両論併記みたいな格好で出して、その両方を踏まえたうえで、事務局案というかたちで、行政の考え方を整理されたというふうなことになるわけです。こういうケースですと、だいたいは事務局案ベースになります。ただ今回は、先ほど部長さんおっしゃった通り、あくまでも市民会議案も含めて三者を対等と考えるということを確認していきたいと思うのです。その上でなるべく、この三者の条文を、それぞれ、これから細かく検討しながら合意点を見出していきたいというふうに思います。

ということで、もう、協議に入ってよろしいでしょうか。

平賀委員 私、まちづくり基本条例ということで、文書送られてきたときに、読ませていただいて、一番気になったことは、この他にもいろいろな条例もあるのですけれども、たまたま私の関わった中では、市民憲章をつくるという市民の運動がありまして、行政と併せて3月に市民憲章が出来ているのです。その市民憲章を、どこかまちづくりの中に入っているのだろうなと思ってみたら、何も入っていない。中身については、国際交流とか、子どもたちのこととか、様々触れてはいるのですけれども、市民憲章は、全然宙に浮いてしまって、まちづくりには関係ないのかなというような、すごくちょっと残念に思ったのですが、市民会議の皆さんがおやりになったときは、まだ、出来ていませんでしたものね。だから、そのことに関しては、あまり念頭になかったのかなと思ったりしながら、これから、また検討が出来るのだとしたならば、市民憲章というものを、一つの私たちは柱として市民運動していこうと、そう思っていた矢先だったものですから、このまちづくり基本条例の融合点というか、何かそのあたりも委員の皆さんたち、市民憲章、お分かりかどうか分かりませんが、一度、考えてみていただきたいと、私の気持ちです。

議長 貴重なご指摘いただきました。確か、市民会議の議論の最初の方の段階で、ちょうど、市民憲章がつくられるということで、そちらの委員の方が、市民会議のメンバーに入っていっちゃって。ですから、市民憲章の理念とか精神というものは、ここに入っていると思うのですが、ただ、市民憲章を踏まえてとか、そういった明示や文言は明示的には入っておりません。これについては、実は、私も関わった宮古市とか、奥州市でも、市民憲章との関係をどうするのか、市民憲章をどう生かすのかという議論がされておりまして、これも含めて、もう一回、例えば市民憲章を配布していただいて、策定委員会の場で議論していきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

平賀委員 是非、お願いします。

丸山委員 私たちも、そのへん随分、議論して、苦しみながらここまで来て、実は、今日初めての方がいらっしゃるのですね、基本条例。当然、多分、第2章あたりみたときに、総合計画との関連性の話が出てきたりしますよね。ですから、事務局サイドの方で市民憲章、基本条例、総合計画、その他の条例等の上位概念、下位概念というよりは、関係性ですね。これを一回説明しておいていただけませんか。でないと、またどこかで同じようなことが起こってしまう。私たちはあくまでも、本来は、まちづくり基本条例がまずあって、そのあとに、市民憲章なり総合計画があるべきだということは、共通認識で持って始めたのですが、ただ、残念ながら合併であったり、こういう地方自治の問題も含めて、まちづくり基本条例を、今つくろうということになった。ですから、先に市民憲章が出来、検討され、当然、総合計画はその前に出来ている。という状況で、始めているわけですね。ですから、そのへんは、どちらが優位でどちらを大事にしている、これを無視してではなくて、この中では、市民憲章もつくられていた総合計画も熟読しながら、この条例を、その上位概念としてつくってきたつもりです。ですから、市民憲章という言葉、市民憲章に書き込んである言葉、それを直接、市民憲章を大事にしましょうとか、そういうことは入っていませんけれども、その上位概念だから。ということで、気持ち、思いは、この中に込めてあると、そういうことです。

佐藤(建)委員 実は、私たちも市民会議の中で、市民憲章の勉強をしたのです。市民憲章というのは条例と違いまして、目標みたいな、生活の方向みたいなね。或いは生き方みたいなそういったことだろうと。条例というのは、拘束力を持つわけですね。そういう意味で、その市民憲章と全く相反するような条例をつくってはいなかった、その精神はみんな入れたらろうと思っています。但し、条文の中に市民憲章がどうのというふうな文言は入っていませんが、その精神は、ほとんどみんな入れたらろうと考えています。それから、総合計画との関係は、総合計画の基本方針、基本計画が、先に出来てしまっていたのですね。我々はそれも勉強しました。その上で、条例づくりの方があとだったのですが、その整合性というか、方向は間違わないように、相反するものとはならないように気をつけながら、つくったつもりです。但し、総合計画の中身とダブっているから、いらぬのではないかという議論もあったのですが、総合計画というのは行政の仕方の問題ですから、やり方の問題というか、目標値を立てて、それを実施して実行できたかどうか評価する、それが総合計画だと思いますので、そういう意味では、あまり具体的な中身については、このまちづくり基本条例の素案の中には入れなかったのですね。やっぱり、基本的な方向なり、考え方のようなことだけを、入れていこうというふうにして、ある程度精査したつもりですが、でも、まだ多少、未整理の部分もあるかとは思っています。

議長 それでは、次回の策定委員会のときに、市民憲章と、それから基本構想、これを参考までに、各委員に、お配りいただけませんか。確かに、我々も、市民会議の議論を聞いていまして、市民憲章の精神とか、それは、かなり本文の方に入っているわけです。例えば、宮古市でも奥州市でも、その議論しましたが、市民憲章を踏まえてとは明言していません。市民憲章の理念とか心構えを、前文とか本文に流し込むという方式を取っておりました。そのへんについては、これから策定委員会で、また、もっと議論していきたいと思っております。

ということで協議の方に、いよいよ、この策定委員会は、3つの事務局案、それが

ら市民会議提言書と職員プロジェクトチームの意見と、これを比較しながら、最終的にはこの策定委員会として、パブリックコメントかける素案を、まとめるという作業をしますが、まず、この、最後に残ってしまったのですが、いわゆる市民会議の提言と職員プロの意見を踏まえて、いわゆる、事務局として考え方をまとめた、この事務局案、これについてですね、市民会議と特にここが変わったというところを中心に説明して下さい。

事務局(奥山上
席主任)

それでは、資料 NO.2 の 1 枚目、まちづくり基本条例策定委員会骨子案の方からご覧いただきたいと思います。こちらは、右側に市民会議の提言の骨子を載せさせていただいております。左側の方には、事務局素案の骨子を載せさせていただいたという格好です。こちらの方で全体の構成をまず比較いただければと思います。市民会議提言の骨子の方をご覧いただきながら、左の方にを向かって説明させていただくような格好で進めさせていただきます。

前文と 1 章の総則につきましては、同じ骨子とさせていただいております。全体の構成は、基本的には出来る限り市民会議の提言内容を尊重しようという考え方でございます。また、特に提言に入れられている思い、考え方を尊重しようとしてございます。但しその一方で、この条例に規定すべき内容につきましては、全体のバランスを考慮して、修正、集約、広げているという格好となっております。分かりやすく簡潔に表現するという事です。

ただ、もう一点、憲法や地方自治法で既に規定されているものにつきましては、出来る限り規定をししないと、但し重複しても、なお確認を要する中身につきましては、入れ込んでいくというようなつくりとさせていただいております。

第 2 章の部分の市民会議の提言にいきますと、まちづくりの基本理念、第 3 章のところには、まちづくりの基本原則とございますけれども、こちらの第 2 章の部分については、事務局素案といたしましては、第 3 章にまちづくりの基本指針という格好にして、入れさせていただいております。第 3 章のまちづくりの基本原則を、事務局素案といたしましては第 2 章の方に、ここを交換させていただいております。この考え方につきましては、市民会議から提言いただきました、まちづくりの基本理念、この中身につきまして全体のバランスをみた中で、ちょっと違和感があるのかな、というのはですね、このまちづくりの基本理念で謳っている中身というのは、かなり広範多岐にわたってございます。その中身を、一旦ここで謳いまして、その中身について、それから、以降の条文で謳っていくという構成と考えた場合には、それを全部謳っているわけではないというつくりになっております。第 2 章のまちづくりの基本理念で謳った部分の全部でない部分を、第 4 章以降で謳っているという格好になるものですから、ここの部分を、一旦交換させていただきまして、まちづくりの基本原則として、自治の原則、情報共有、参画、協働、こういった基本となる原則を謳った上で、これらをどんな方向で進めていったら良いのかというつくりといたしまして、交換させていただいたという事務局素案となっております。

続きまして第 4 章、5 章、6 章のところでは、市民の権利と役割、市議会、市長となっております。この中で修正した点といたしましては、議会、市長の規定というバランスから考えまして、市民につきましても、責務という表現に変えてございます。その結果、責務として規定出来る部分の中身が、若干減っているというようなつくりになっております。

それから、ずっと下がりますと、市民会議提言でいう、第 7 章の参画と協働と 8 章のコミュニティのところですが、参画と協働につきましては、13 の参画及び協働の原則、こちらはプロジェクトチームの方からも指摘がありましたが、その前の、まちづくりの基本原則と重複している部分もございますので、ここを再構成いたしまして、

参画と協働に分割いたしまして、なおかつ参画については、市政への参画をメニュー化したという格好です。それから、次のコミュニティにつきましては、この参画と協働のうち、特にコミュニティについて規定しているわけですが、事務局案といたしましては、地域コミュニティ、いわゆる地縁型のコミュニティ活動と、テーマ型の活動、NPO等との活動を区分けをさせていただいたという格好です。その他、市政運営の原則では、市民会議提言の中で、ここも全体のバランスをみた中で、行政サービスという部分については、中身として、当然に規定されている内容だということもございまして、ここを、この中から、外させていただいております。

それから、一番最後の方にいきまして、第26の検証・見直しの中では、こちらも、職員プロジェクトチームのほうの意見を採用した格好にはなりますけれども、検証の部分だけの規定を24条に規定してございまして、ただし付け加えまして、25条のところ委任という規定を追加いたしまして、ここで他に規則等、必要な事項については、この委任の規定をもって定めていくというかたちで、委任のところに載せたというかたちになっております。こちらが、全体の骨子案になります。

議長

非常に簡単だったのですけれども、事務局案について、ご説明いただきまして、本当は、これは、もっとじっくり、できれば5、6回かけて、条文の整合性を図らないといけないのですが、今日は残りの時間が30分ぐらいしかないということで、素材を皆さん委員の方で、今、市民会議の最終提言、そして事務局の考え方、さらに職員プロの考え方、それをまずご覧いただくと、少しお考えいただきたいというのが、今日の最初の第1回の趣旨だと思うので、次回、3回目というかたちで、なるべく、これを一本化していきたいと思っているのですが、ちょっと私なりに、実は、事前資料送っていただいて、大きく変わった点について、私も気づいた点が若干ありまして、一つは、やはり市民会議案は前文、本文ともに「です・ます」調。これは、やはり分かりやすさを尊重して、本文も「です・ます」ですね。しかし事務局案ですと、前文は無いのですが、本文は「である」調。多分、前文が「です・ます」調で、本文が「である」調なのかな。そういうふうに、私は解釈しました。最近、全部「です・ます」調、こういった条例が増えております。

それからもう一点としては、やはり一番、市民会議の方として拘りがあるのは、市民会議の第2章のまちづくりの基本理念、第4条から第6条まで、子ども、生存、文化。これが今度は、順番はさておき、まちづくりの基本指針第5条の5つの事項に列挙され、非常にシンプルになってしまった。例えば、子どもという言葉が、全く消えてしまったということで、果たして、ここまでまとめる必要があったのかというところ。もっと、実は詳しい、この市民会議ほど丁寧ではないけれども、10項目ぐらいやっているところもあるということですね。それから、例えば、市民の権利と第6条、市民会議は第8条で、「市民は、良好な環境の中で平和で安全に生きる権利があります」と規定しています。これが消えてしまった。私、ちょっと根拠が分からないのですが、大和市は、これ規定していますよね。それから、そのあと、いくつかあったのですが、第7章、市政の参画の部分について、市民会議の方でいうと、むしろ参画と協働に関する細かいことは、別に条例を定めましょうと、市民参画条例を定めましょうと、そちらの方に譲りましょうということだったのですが、事務局案の方では、市政の参画について参画の方法のメニューを提示されています。ただし、どれかを選ぶに関しては、これは、必要なものを用いるということで、これは、行政の判断で出来ます。これについて、おそらく条例化はされないだろうと私は理解しました。これが大きい違いですね。

そして、そのあと、コミュニティに関して、市民会議は、地縁型とテーマ型を一応コミュニティと考えていたのですが、事務局の方は、地域コミュニティ活動と市民活

動と分けています。これは確かに分かりやすいかもしれない。ただし、もっと地域コミュニティ活動については細かくても良いかもしれないと個人的には考えています。

そして、そのあと大きい点としては住民投票です。住民投票の一番最後のところで一応、常設型という、専門的な言葉で申し訳ないのですが、常設型の制度は生き残ったのですが、大事な一番最後の「住民投票について必要な事項は、別に条例で定めま

す」これが消えてしまった。ということは、これは穿った見方をすると、住民投票に関しても、施行規則に譲るのかなというかもしれない。これは、私、聞いたことないので、このへんはどうなのか。そのへんも、ちょっと気になりました。

それから、さっきの検証・見直しについて、市民会議では、4年を超えない期間ということで、一応、タイムリミットを設定したのですが、事務局案の方では、そうではなくて、一応、市民参画のもとで検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるというふうにしたと。そして委任という項目があって、このまちづくり基本条例の施行に関しては、多分、施行規則を定めるということだと思っております。私、自治基本条例とか、まちづくり基本条例で施行規則を定めるというのは、少数はあるのですが、このへんはどうかということで、要するに大きくいうと、やはり条例化するという、例えば市民参画条例、或いは住民投票条例と条例化する部分について、多分、施行規則という方にいったのかなというふうには、いくつかのポイントがあるかなと。これは相当大きな議論になると思いますので、これについても、これから、本当に考えていきたいと思っているのですけれども、それでは、今、あと30分弱ありますけれども、これからの進め方ですよね。この事務局案に関して、市民会議の方もコメント、感想を求めたほうがいいでしょう。

村井地域振興
部長

すみません。今の委員長のご発言に補足説明させて下さい。最初に「である」調、「です・ます」調のお話なのですが、これは、たたき台では、とりあえず事務局として、通常親しんでいる表現の仕方を取らせていただきました。でも、これは、それに拘っているのではなくて、市民会議の皆さんのご提言の通り、市民にわかりやすい表現するという事は、これは、結構でございます。といいますか、そうしたいなと我々も思っております。

それから、まちづくりの基本指針のところですが、市民会議さんのまちづくりの基本理念のところの「子ども」ですが、たたき台の第5条の(5)ですね、そこで、子どもについては、表現をしたつもりでございます。ぐっと圧縮はしておりますけれども、その精神はここで、子どもの人格を尊重し、健やかな環境のもとで、地域で支えるという精神を反映したつもりでございます。

それから、第4章の第8条の(1)ですが、これは、憲法で保障されていますので。

議 長

環境権は憲法で保障されておりますか。そのへんについて、解釈が分かりますね。このへんをもうちょっと、今、ここで議論するのではなくて、次回以降、少し議論したいのです、他の自治体の条例をみながら。

村井地域振興
部長

それから、参画、協働とか、或いは住民投票の条例化のところですが、これは最後の25条で、委任規定を設けまして、そこで条例化も含めて、ここで、規則に全部譲るという考えではございません。

議 長

ただ、こう表現した場合は、まず100%施行規則なので、条例化する場合には、その条文のところ最後に、詳細については、別途条例で定めますというような書き方をします。これも含めて、これから、かなり激論になると思いますので、次回に。

それでは、今、事務局の考えを伺った時点で、まずは、市民会議の皆さん、どうで

しょうか。

丸山委員

まず、細かいこと抜きにいたしまして、大きなところです。事務局サイドの説明の中に、バランスとか違和感という言葉が出てくるのですね。条例上のバランス上、ちょっとこれはこうであるとか、ちょっと条例上違和感があるとかという言葉の意味のつまらなさを感じるのですよ。というのは、確かに憲法であつたり、これが条例のお手本だという、そういうものを考えたときには、確かに、だいたいこういうことが書いてあって、こういうことがこういうかたちで書いてあると、いわゆるセオリー、方法論があると思うのですね。ですけれども、私たち花巻の条例をつくるときに、確かに、よその市町村の条例は参考にしました。どのぐらいのバランス、どのぐらいの条の数か。だいたい20条から100条ぐらい範囲は広い。だけど、私たちは、だいたい26条ぐらいで収めようと。その中で、確かに、まちづくりの基本理念あたりは、非常にセンチメンタルな表現の部分もある、甘い表現もある。しかし、それもわかった上で、あえて花巻市という言葉を抜いたとしても、これを読んだ日本中の方たちが、これは、岩手の花巻あたりの条例だなとわかるようなところまで、必死で持っていったのが、こういうことなのです。であれば、これは世間一般からみたら、バランスの悪い条例と思うかもしれない。こういう理念だ、センチメンタルだ、甘い条例というのは無いといわれるかもしれない。だけど、それは、私たちは、あえて引き受けたいと思っているのですよ。それは、ちょっと、理解していただきたい。

それから、もう一点、2頁目の憲法によって保障されている権利、これは、先ほど高橋先生もおっしゃっていたけれども、第8条の(1)市民は良好な環境の中で平和で生きる云々と。憲法で保障されていると言うけれど、実は、憲法でも、教育権も保障しているし、安全に暮らすことも、幸せに暮らすことも、平和で暮らすことも保障しておりますよね。だけど、憲法で保障しているから県条例もいらない、まちづくり条例もいらない、ではないだろうと思うのです。やっぱり、それを具体的に国家として、担保できない部分、これを、地方自治の中で、それぞれの生きる地域の中で、より担保、保障していくためには、ダブっていないと、幸せな生活なんか出来ないと思うのですよ。ですから、この条例の中から、これは憲法で保障している、これは県条例で保障している、これは何々法が保障している、例えば、都市計画法で良好な街並みをつくりなさいという条項もあるわけですね。そういうのを省いていっては、こんな花巻市では、みんな健康で豊かに暮らせるようにしましよと、一行で終わってしまうのですよ。ですから、憲法で保障されているから、こういうところは、ここではないという概念は、私はちょっととってほしくないなと思います。ということで、大きな点でこの2点、以上です。

猿舘委員

コンパクトに、シンプルにまとめたといえ、それまでなのですけれども、では、これを花巻市ではなくて、他の市と変えても使えるのかなという、何でここまで、私たちが花巻市らしさに拘ったのかなという部分が、ちょっと削ぎ落とされてしまったのかなというのが一つあります。あと、やはり、ここの私たちが話した、条例化をしようと言ったのが、住民投票と市民参画の2つあったのですけれども、環境条例もあったのですけれども、もう既に、つくられているということもありまして、この2つの条例については、やはり必ずつくってもらおうというもので、ここにきちんと入れたはずなので、出来れば一括りにするものではなくて、これだけは自分たちでやっていくのだよというもので、ちゃんと残してほしいなと、その章に残してほしいなということがあります。

あと、今、丸山さんがおっしゃったように、私も気になったのは、憲法にあるから、保障されているから書かないというのではなくて、憲法にもあるのだけれども、なお

さら花巻市としては、これだけはきちんと守りますよというのを、きちんと明確に出しておかないと、憲法にあるからといって、では、何を守られているの、何をこれから守っていくのということが、きちんと出されないと、ちょっと曖昧なまちづくり条例となるのではないかと、だから花巻市としては、これだけは絶対に守ります、市民のこれだけは守りながら、一緒にまちづくりやっていきますよというのは、憲法であろうがなかろうが、きちんと出すべきではないかと、そういうふうに思います。

佐藤(建)委員

まず、猿舘さんが今言ったように、条例を別途定めますというのを決めたのは、報告書で書いたのが2つありまして。一つは住民の参画条例、もう一つは住民投票条例、2箇所ありまして、わざわざ条例を別に定めますというふうに書いたわけですね。これの根拠は、こう書かないと分からないだろうと、市民が。要するに今までやったことのないことを、これからやろうとしているわけですから、ですから、きちんと明文化しないといけない、そういうふうな意味だったのですね。ところが、策定委員会のたたき台では、全部すぼっと抜けていまして、最後に、必要があれば別途定めますよという、先ほど高橋教授が言われた、施行規則か条例かという議論になっていったわけですが、これでは明確化されないわけですよ。そういうふうには、まちづくり基本条例をつくった意味がないのですね、基本的に。やはり、きちんと明確に、明文化するべきだと。これに関しては、花巻に限らず、いろいろな市町村のまちづくり条例とか自治条例を勉強させていただいたのですが、かなり、みんな明確に書いています。新しいことをやることについては、明確に書いています。それは、やっぱり除いてはまずいだろうと思うのです。

さらに、策定委員会のたたき台の住民投票をずっとみていくと、これは、常設タイプなのかと。常設と書いてないですね。だから、条例に位置づけるかもわからないし、住民投票、果たしてこれで出来るのかという、保障がされているのかという。

議 長

これは、要するに、先ほど言ったように、施行規則で住民投票手続きを定めるとよめるのですよ。そういう例を、私は聞いたことがない。

佐藤(建)委員

ですから、そのへんのところを、もう一度、今日は結論を出す必要が何も無いと思うのですが、じっくりと、たたき台を読ませていただいて、次回もっと発言させていただきたいと思っています。

議 長

お手元に、県内で一番最初に自治基本条例を制定公布した宮古市の自治基本条例の逐条解説書がありますけれども、今の言った点に関して、少し補足します。まず、市民参画条例の部分ですが、頁で言いますと、7頁をご覧ください。真ん中あたりに、第6章、市政運営の原則の中の、運営原則第14条第4項で、市民の参画について必要な事項は別に条例で定めるものとする。ですから、その前に実際に、その市の執行機関は重要な計画の策定、変更にあたっては事前に市民の意見表明の機会を確保しなければならない。ですから、市が大事な計画や或いは条例を作ったりするその前には、必ず市民の意見を聴きます。その聴く手続きについて、きちんと、市民参画条例を別につくりますということで、今、実は宮古市では、市民参画条例をつくっています。そして住民投票、宮古市はありまして、10頁をご覧ください。21条の住民投票の請求というのがございまして、宮古市は、18歳以上の市内に住所を有する者と。これは、市政に関する重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。そして第4項で、市長は、第1項、この住民から請求があった場合ですね、住民投票を実施しなければならない。つまり議会を通さないで住民投票を行うわけです。そして一番下の第6項で、住民投

票の実施に関する手続きその他必要な事項については別に定めるものとするということで、今、宮古市でも住民投票条例をつくっています。これと、だいたい考え方は、市民会議は同じです。ただ、この部分について、こちらの事務局案でいうと施行規則になってしまうのかと思います。規則といいますと、議会通しませんので、行政内部で出来るということでして、やはりかなり弱いです。

ちょっと今、違いについて、少し指摘してしまったのですが、時間が4時にせまっていますので、今日は一応、この3つの案、特に事務局案と市民会議案と比較して、ある程度、違いが分かってきたと思います。ですから、次回、そして2回、3回目で、さっきも言ったように、これをどう調整するか。なるべくなら、私個人としては、市民会議案を最大限に尊重とりたいのですが、ただ、今日は、市民会議の方の発言が多かったので、どうしても市民会議の方は、10カ月間、頑張ってきて、その成果に対して、行政が、こういう書き方をしたということで、やっぱり、どうしても発言が多かったので、出来ればほかの委員の方は、第三者としてジャッジとして、一般の市民の視点というか、その視点で、市民会議のメンバーに思いが強すぎる部分があるのです。ですから、今、言ったような、行政と市民会議との、ある意味でいうと討論と、それに対して公正な第三者として、一般の市民の視点として、そのジャッジをします。そういう視点で、読み込んでいただきたいと思うのです。それについては、市民会議の方も、大河の精神を持って望んでいただきたいと思っております。

それで、次回以降、どう進めるかということですが、実は、事務局案前文がまだ、用意されていないと。前文は多分、最後でよろしいかと思うのですが、これ、1条から順番どおりやっていきますか。それとも、重要な違いがある部分を優先的にやりますか。そのあたりですよね。時間が制約されていますので。

丸山委員 やっぱり、重要な差異を先にやりたい気がします。

議 長 そうすると、どのへんがポイントになるのでしょうか。

丸山委員 今の、条例の問題、それから第2章の問題、我々でいう第2章。それから協働と参画の問題。このあたりが多分一番大きなところだと思います。

議 長 まず、用語について、「結い」という、我々非常にユニークな、特に、市民会議の方、非常に「結い」というのに拘ってしまって、これは、本当に、お互いに助け合うということなのですよ。それを、条例としては、ちょっと不明確な表現であると。しかし、やっぱり、まちづくり基本条例というのは、花巻市の市民が、これは自分たちのうちの条例なのだ、使ってやろうという条例ですから、あまり、厳密さというよりも、わかりやすさと。或いは共感とか、そういったものが大事ですので、それは、やはり、もうちょっと緩やかに考えてほしいなと思っているのですけれども。

それでは、ほかの委員の方の意見も聴きたいので、藤田委員いかがでしょうか。

藤田(康)委員 市民会議案の中で、みていきますと「市民」という定義があります。この定義の中に「市内で働く人」とありますので、私の勤務先は富士大学ですから、この市民の定義に位置付けられると思われ。それから、「行動する」ことも含まれています、一応、ユネスコで活動しておりますので、これにも属するかなと思います。属していないのは、居住すること。これは、北上市民になっており、家族は東京に居りますから、これだけは、ちょっと除いていただきます。それで、皆様のご意見とすり合わせていこうかなというふうに思っておりました。

そこで一つだけお伺いしたいのですが、丸山さんが先ほど、ご説明されていること

の中で、市民会議案として取りまとめるにあたって、将来に対するイメージづくりということも含めて考えられたと述べていました。そのときに、どんな意見が出たのか、そのところが、気になっていました。と言いますのは、例えば団塊の世代が移住してくるとかという、いろいろな環境要因が入ってくると思うのです。また、中山間地域のエリアが、非常に広がっていると思うのです。旧花巻市に比べて全体的にみればふくらんでいると思うのです。そういった中での、今後のイメージを、どんなふうに捉えられて、今後、どんなふうなイメージで進めていきたいのか。そのへんの議論はあったのだろうと思います。そのへんのところを、お伺いして、次回までに勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。

丸山委員

今の議論は、多分、去年の12月に結成して、だいたい3月ぐらいまで、いろんなかたちでやってきた議論です。それで、私自身は大迫の山奥に住んでいます。多分、あと10年後には、限界集落になりそうなところ。それから、こちらの佐藤建さんは、花巻市、それから、こちらの副委員長やっていた方は東和の商店街。だからということではなくて、私たちが条例をつくる前提は、やはり広範囲、3町1市が合併した、これは、やはり、大きな考える材料になりました。ですから、東和、花巻、大迫、石鳥谷といっても、街場、中心部に住んでいる人の考えを優先するとか、私たちのような、限界集落になりかけるところを優先するとかではなくて、多分お互いがそのへんを共感しあいながらつくってきたと思うのですね。それから一つの例として、住民投票、10分の1という、非常に楽というか、緩い規定を考えられたのは、花巻に住んでいる、佐藤さんなのですけれどもね。要するに、大迫という、今、人口が6500人ぐらい、そういうところも不利にならない。それから当然、花巻市という大きなまちが有利にならない。そういうバランスも取りながら、具体的な数字も考えていきました。ですから、そういう意味では、条例の中身、部分、イメージも、決してどこかに偏るということではなくて、広い範囲を公平に、我々が幸せに生きていけるという前提での議論を、やってきました。

それから、将来どうなるのかという、我々、前文で50年、100年という定義をしているときに、中には未来永劫、花巻は豊かであるという考えも、あろうとは思いますが、今という時代、下手したら30年後、人口構造もそうだし、もちろん環境問題もそうだし、どういうドラスティックなことが急激に変わってくるかも分からない。ですけれども、少なくとも我々の実現性の範囲として、そんなに遠くない。200年、300年ではない。かといって、明日、あさって、5年、10年というレベルでもないだろうと。やはり、30年、40年、50年というあたりを基準にしたときに、やはり、環境問題も、これ以上、当然、問題化する。それから、人口問題、当然、高齢化問題、これも今以上に顕在化してくる。そういうことをベースに、根底に踏まえた上で全体を考えました。これは多分、皆さん、市民会議共通のイメージだと思っております。

佐藤(建)委員

7月の時点で市長に出した中間報告には、もう少し、生存をうんと膨らませてありますし、自然環境をどうするかとか、地域環境をどうするかとか、うんと細かく書いてあります。ただ、だんだん議論していく過程の中では、だんだん消えていった部分ですが、ただ、議論としては、そういうことを我々、真剣に話し合った上で現在のの私たちになっていったということ、それを、さらに策定委員会でのたたき台では、たった5つにまとめられて、えっと思っています。

議長

なるべく時間通りに終わりたいと思っていますので、進め方なのですが、実は、あと前半戦は2回しかないのです。それで、11月5日、第2回。第3回、11月12日です。パブリックコメント用の条例素案を決定しなければならない。ということは、

12日に、そこで決着がついてしまったのなら、我々は、どういうものが出るのかわからないんですね。ですから、本当は5日にもう決着をつけて、12日には、そのついたものを、行政事務局案修正案として出してもらって、それを検討しなければならないのでしょうか。それは、スケジュール的には、どうでしょうか。つまり、5日、12日と分けて議論して、12日に議論終わりましたと、これも踏まえて、お願いしますというのが筋でしょうけれども、そうすると、結局そのあと出てくる事務局案修正案は、我々はパブリックコメントでしかみられません。それでは、まずいのではないかと。ですから5日に集中的に、今言った特に両方の違いですね、これを埋める作業をして、もう12日の頭で出来れば事務局案修正案のたたき台というものを出して、それをまた議論するというふうにしていかなければいけないのかなと、私、今スケジュールみて思ったのですが、いかがでしょうか、そのへんについては。

(賛成の声あり)

議長

ということで、今回は、2時間ではとても終わらない。本当に、3時間ぐらい。2時から、下手すると6時ぐらいというかたちで、全部やらないといけなくなるのですが、ただ、皆さんご多忙なので、そのへん時間的にいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

では、今回は、大きく市民会議案と事務局案と違う部分を中心に、その後、残った部分を順番どおり全部みていきましょう。どうでしょうか。

村井地域振興
部長

大きな論点が、基本理念と条例化のところ、この2点かと思います。あとは、市民会議さんのご提案を、ほぼ生かした点が、かなりあると思いますので、この2点、これを次回、集中的にやっちはいかがでしょうか。

議長

それでは、今、部長さんおっしゃいましたけれども、いわゆる、市民会議案でいうと、まちづくりの基本理念、事務局案でいうと、まちづくりの基本指針。これは、非常に、まとめすぎてしまったという気もしますし、なるべく市民会議案を、確かに、ちょっと長すぎるので、これを、なんとか上手く10項目ぐらいに、中身をどうやって、これをまとめるかということ、これは、まず最優先、トップ項目とします。それから、その次は、先ほど出た市民の権利も大事なところですので、これは、憲法に規定されている、地方自治法に規定されているからいいのだという論理は、私は、最近の自治基本条例の議論では、そうされてはいないと思うんですね。あらためて確認することも結構ですし、また別途、そこにはない権利を自治体がつくっても構わないと思います。環境権に関しては繰り返しますが、これは、憲法では規定されているという意見もあるし、されていないという意見もあります。しかも花巻市の環境基本条例では、環境権規定はないですから、このへんは大事な部分かなと思います。市民の権利が2点目です。

それから、その次が参画と協働ですね。これは住民投票を含みます。このへんですね。特に、別に条例で定めるというあたり、この3つでしょうか、だいたい大きいところは、優先的に議論するところ。この3つについて、とにかく、差を埋める作業をして、そのあと、時間があれば、それ以外についてみていくということによろしいでしょうか。

これから2週間の間にご検討いただく間に、参考にしていただきたいのですが、お

村井地域振興 手元にお配りしました宮古市自治基本条例の逐条解説書というものがございます。今
部長 までの条例と大きく違う点の一つが、今回は、当市のまちづくり基本条例においても、
このような逐条解説書を一緒に出そうと思っております。そこで、市民会議さんのご
提案の基本理念のところ、条例をつくる側とすれば、いささか長い。状況説明の部
分もあたりまして、少し長いかなと思っております。これはエキスを条文に表し
たいなと思っておりますが、一方で、どうしても素晴らしいご提案をいただいておりますので、この趣旨は生かして、そこは、この解説の方で十分な書き込みをして、市
民会議さんのご意思を残したいというふうに考えております。そのバランス、どう
するかということも、ご意見いただきたいと思っておりますので、参考までによろし
くお願いします。

議 長 出来れば、今日、前回、郵送で配布されました、宮古市以外にも大和市の自治基本
条例、或いは子どもという条文がありまして、それから八戸市の協働のまちづくり基
本条例、これも子どもの権利が規定入っております。ということで、それもよく読ま
れて比較させていただきたいと思っております。

それでは、もう一回確認しますが、次回の検討事項、特にポイントになるのは、こ
の市民会議でいうと基本理念の部分、これをどうするか。なるべく、この趣旨を生か
してどう整理するかということ。これは、市民会議の元メンバーの方々も少し考えて
下さい。提案というかたちですね。それから、最後、市民の権利ですね。これをど
うするか。そして、参画と協働は多岐にわたるのですが、先ほど別途条例化という部
分以外にも、例えばコミュニティについてどうするか、特に地域コミュニティに関し
て、花巻市が、今やっています小さな市役所と地域コミュニティ会議、これの規定が
全く入っていませんので、このへんどうするのかということはありません。そして住民
投票。そのあたりも含めて、次回、今言ったような論点に関して、徹底的に議論した
いと考えております。そして、その上で、そのあと、それ以外の部分に関して、もう
1回、最初から見えていこうということで、今回は、だいたい2時から5時ぐらいとい
うことで、よろしく願いしたいと思えます。

丸山委員 ちょっと簡単な質問ですが、決定はどうするのですか。決をとるのですか、それと
も、そんなもの云々というのか。

議 長 それは最終的には、どうしても定まらないという場合には、いかがいたしまし
ょうか。決をとるような問題なのか、それとも、何とか妥協策を見つけるのか。

やってみてからでも良いですけども。

丸山委員

議 長 これは、どうしても駄目な場合は、最終的に採決ということになるかもしれません。
ただできれば、そうしたくない。やっぱり最初、市長もおっしゃったように、市民と
行政と議会と、三者の協働でつくるといことですし、また、ここにいらっしゃる市
民会議以外の方々、ジャッジとして、さっきも言ったのですが、一般的市民の方の
感覚とか目線とかで、もう1回これを読み直していただいて、逆に無い点もあるの
ですよね。そういった点も含めて、また建設的な意見を出していただきたいと思
います。ですから、最終的な決着について、まだ、もう少し、ここでは決めさせないで
いきたいと思えます。

猿舘委員 もう一つだけ、すみません。前文が空白になっているわけですよ、案として。空
白で後からということなのですけども、こっこの職員プロジェクトチームからも、

よく私たち言われたのですけれども、前文が無くて、各論ばかりやっているとおっしゃっているわりには、前文が出てこない。そうであれば、先ほど言った私たちの想いを盛り込んだ、第2章の部分が、こんなに簡潔にコンパクトに縮められているのであれば、前文にどういうふうに盛り込んだら、それと同じような状況になるのかなと、それを事務局として、次に提出してもらえれば、こちらもやりやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

村井地域振興部長 私どもも市民会議さんと同じように前文には時間をかけて、今おっしゃったように条例、本文の方と、それから市民会議さんの提案と基本理念の方のお考えを、このように示したらどうかという案を、次回には、お示しをいたします。

議長 それでは、今言った基本理念の部分について、相当スリム化したその部分を、前文に、どう事務局の方で落とし込むかと、その、事務局の前文案を、次回出していただきたいということで、それでは、一応、私の方の司会を終わらせていただいて、事務局にお返しいたします。

村井地域振興部長 短い時間の中で、大事なご討議、ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の会議を、閉会させていただきます。事務局から、次回の日程等、お願いします。

事務局(佐藤地域振興課長補佐) それでは、事務局のほうから、次回の場所と、時間のほうについて、お話したいと思います。日時につきましては、11月5日月曜日、午後2時から、場所は、こちら同じ場所でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 あと、途中の送付資料等で、何かほかにありませんか。先ほど、基本構想とか、それから市民憲章どうしましょうか。当日でいいのか、それとも前もって送付するか。

事務局(佐藤地域振興課長補佐) 市民憲章は、今、お渡しいたしております。
それでは、これで、終了したいと思います。どうも、ご苦勞様でございました。

(午後4時 散会)